



発行 新潟県

号外 1

令和8年6月17日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 主要目次

## 告示

524 知事指定薬物の指定(感染症対策・薬務課)

## 告示

## ◎新潟県告示第524号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和8年6月17日

新潟県知事 花角 英世

## 1 知事指定薬物の名称

- (1) 2- {2- [ (ベンゾ[d] [1,3]ジオキソール-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類(通称名: M e t h y l e n e d i o x y n i t a z e n e)
- (2) 2- { [4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル} -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類(通称名: F l u e t o n i t a z e p y n e, N-pyrrolidino-fluetonitazene)
- (3) N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン及びその塩類(通称名: 5-MeO-NiPT)

## 2 指定の理由

条例第2条第6号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

## 3 指定の効力が発生する日

令和8年6月18日